

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成30年度 和光市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	8	920	12	920	0	0
1	53	エチルベンゼン	8	3	239,600	5	0	0	239,600
1	80	キシレン	8	3	1,068,000	2	0	0	1,068,000
1	127	クロロホルム	1	8	4,300	8	4,300	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	8	2,900	10	2,900	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	8	3	701,000	4	0	0	701,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	8	3	98,900	7	0	0	98,900
1	300	トルエン	9	1	2,560,690	1	690	0	2,560,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	9	1	717,100	3	4,100	0	713,000
1	400	ベンゼン	8	3	140,400	6	0	0	140,400
3	35	メタノール	1	8	2,000	11	2,000	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	3,500	9	3,500	0	0
		合計	—	—	5,539,310	—	18,410	0	5,520,900

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。